○　地下鉄自衛隊前駐車場管理規程

改正　令和元年９月27日（交）規程第24号

１　名称及び所在

地下鉄自衛隊前駅駐車場　札幌市南区澄川４条６丁目

２　管理者の所在地、名称、代表者

所在地　　札幌市厚別区大谷地東２丁目４番１号

名称　　札幌市交通局

代表者　　札幌市交通事業管理者

## 第１章　総則

（通則）

第１条　札幌市交通局（以下「当局」という。）が経営する地下鉄自衛隊前駐車場の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第２条　利用者は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業期間・営業時間）

第３条　駐車場の営業期間及び営業時間は次のとおりとする。

⑴　営業期間　通年営業（年中無休）

⑵　営業時間　24時間営業

（営業休止等）

第４条　次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止、駐車した自動車（駐車場法第２条第４号に定める自動車。以下「車両」という。）の退避等を行うことがある。

⑴　天災地変による災害、浸水、爆発、施設又は器物の破壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生のおそれのあるものと認められる場合。

⑵　保安上、営業の継続が適当でないと認められる場合。

⑶　工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。

（駐車できる車両）

第５条　駐車場に駐車できる車両は、積載物又は取付物を含めて長さ５ｍ、幅１．８２ｍ、高さ２．３ｍ及び重量２．０ｔを超えないものに限る。

## 第２章　　利用

（駐車利用区画）

第６条　管理者が発行する定期券により、駐車場内の空いている駐車区画に入庫すること。

（駐車位置の変更）

第７条　駐車の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることがある。

（駐車場内の通行）

第８条　利用者は駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令に定める例によりこれを行うが、次の事項を守らなければならない。

⑴　速度は８Ｋｍ毎時を超えないこと。

⑵　追越しをしないこと。

⑶　駐車位置を離れる車両を優先すること。

⑷　警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

⑸　標識類及び管理者の指示に従うこと。

（遵守事項）

第９条　前条の規定によるほか、利用者は駐車場において次の事項を守らなければならない。

⑴　駐車場内で喫煙し又は火気を使用しないこと。

⑵　駐車場内にごみ、吸殻等を捨てないこと。

⑶　駐車場内に危険物及び非衛生的なものを持ち込まないこと。

⑷　他の利用者の駐車位置、閉鎖部分等の中にみだりに立ち入らないこと。

⑸　駐車区画を駐車以外の目的で使用しないこと。

⑹　駐車車両から離れる場合は、幼児、ペット等を放置しないこと。

⑺　駐車場内及び車内において、飲酒、賭博、騒音を発する行為等、公序良俗を乱す行為並びに近隣住民に損害、迷惑をかけると思われる行為をしないこと。

⑻　車両を修理する場合は、管理者の指示する場所において行うこと。

⑼　場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与え又はその他の

事故が発生したときは、直ちに管理者に届け出ること。

⑽　駐車中は、エンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓を閉め、扉及びトランク等に施錠して盗難に備えること。

⑾　場内において営業行為、演説、宣伝、署名運動その他公安を害する行為は絶対しないこと。

⑿　その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

（駐車拒絶等）

第１０条　駐車場が満車である場合、駐車受付を停止するほか、次の場合には駐車を拒絶し、又は車両を退去させる。

⑴　駐車場の施設、若しくは器物又は他の車両その積載物若しくはその取付物を滅失、き損又は汚損するおそれがあるとき。

⑵　車両備付けのガソリン携行かんを除き、引火物、爆発物その他の危険物を積載し又は取付けているとき。

⑶　著しく騒音又は臭気を発するとき。

⑷　非衛生的なものを積載し、若しくは取付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれのあるとき。

⑸　その他駐車場の管理上支障のあるときと認められるとき。

（事故に対する措置）

第１１条　駐車場において事故が発生し又はそのおそれがあるときは、速やかに必要な措置をする。

## 第３章　駐車料金等

（駐車料金等）

第１２条　当該駐車場は、定期券による駐車（月ぎめ）のみであり、時間貸しの駐車区画は設けない。

２　この規程第１２条第３項に定める定期券の通用期間は特別の場合を除き、１日から月末までの１か月とする。

ただし、定期券の発行については、駐車場の駐車利用状況に応じて決定する。

３　定期券の種類は、普通定期券と高速電車乗継定期券とする。ただし、高速電車乗継定期券は、高速電車定期券等により駐車場の最寄りの地下鉄駅から高速電車を反復継続して利用することを条件として発行するものとする。

4　高速電車乗継定期券

高速電車乗継定期券料金は、下記の各号のいずれかに該当する場合に適用するものとする。

(1)　駐車場から最寄りの地下鉄駅を区間内に含む、利用者名義の高速電車定期券を使用している。

(2)　札幌圏 IC カード（「SAPICA」）を使用し、駐車場から最寄りの地下鉄駅を起点、終点に 1 か月間で 15 回以上高速電車を利用している。

5　差額徴収

高速電車乗継定期券利用者が本規定第 12 条第 4 項各号のいずれかに規定する通用条件を満たさないことが判明した場合は、当該利用月の翌月末日までに、普通定期券料金との差額を徴収する。

6　定期利用希望者は、所定の申込書に必要事項を記入し、駐車料金を納入のうえ、駐車場管理会社から定期券の発行を受けるものとする。

なお、定期券を紛失した場合は、再発行に係る費用を紛失者に請求することとする。

7　定期料金

| | 種　　類 | 通用期間 | 料　　金 |
|---|---|---|---|
| 普通自動車 | 普通定期券 | 1 か月 | 12,100 円 |
| | 高速電車乗継定期券 | 1 か月 | 9,900 円 |

8　定期券による駐車

⑴　定期券の発行を受けた者は、発行された定期券を車内に掲示した上で利用するものとする。なお、定期券は車外から目視できる場所に配置しなければならない。

⑵　定期券の更新は、期限の 1 週間前から末日までに定期料金を駐車場管理会社口座等に納入することにより自動更新となる。

⑶　定期券の通用期間の途中解約については、既納の料金は返戻しないものとする。

⑷　定期券の利用者が、登録表記載の自動車を変更する際は、再度、定期券申込書を提出すること。

⑸　月途中の解約の際は、駐車場管理会社に申し出をし、定期券を返納しなければならない。

⑹　車庫証明の取得に要する各種の証明については、一切行わないものとする。

⑺　管理者は、定期券を車内に掲示していない車両を撤去できるものとし、移動等に係る費用は利用者が全て負担する。

（不正利用）

第１３条　利用者が定期券について、次の方法によりこれを使用した場合は、当該定期券を無効とする。

⑴　他の車両の定期券を利用した場合。

⑵　券面の表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合。

⑶　通用期間以外の期間に不正に使用した場合。

⑷　定期券の発行を受けた者と異なる者が駐車場を使用した場合。

⑸　定期券による利用を第三者に譲渡又は転貸した場合。

⑹　登録車両以外の車両の駐車について定期券を利用した場合。

（料金の払戻し）

第１４条　定期券の料金の払戻しについては、いかなる理由があってもこれを行わない。ただし、管理者が必要であると認めた場合においては、この限りでない。

## 第４章　保管責任及び損害賠償

（利用者に対する損害の賠償）

第１５条　当局は、その責に帰すべき事由により車両を滅失、き損又は汚損したときは、当該車両の時価の損害程度を考慮してその損害を賠償する。

（車両の積載物、又は取付物に関する免責）

第１６条　駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、一切賠償しない。

（車両又は利用者の損害に関する免責）

第１７条　次の事由、その他当局の責に帰することのできない事由によって生じた車両又は利用者の損害については、賠償しない。

⑴　天災地変、その他不可抗力による事故。

⑵　当該車両の積載物若しくは取付物の性質による事故。

⑶　当局の責に帰することのできない事由によって生じた衝突・接触その他駐車場における事故。

⑷　この規程第１１条の規定による措置

（営業休止による免責）

第１８条　駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止、駐車車両の退避等を行ったときは、利用者の損害について賠償しない。

（利用者に対する損害賠償の請求）

第１９条　利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害を請求するものとする。

## 第５章　雑則

（法令の遵守）

第２０条　この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

（施行期日）

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月１日から施行する。